

「公益信託の認可に関する審査基準（案）」についての意見募集の予告

山形県では、令和8年4月の新公益信託制度の施行に向けて、本県が所管することとなる公益信託の認可に関して、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する審査基準を定める予定です。

この審査基準の案がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

皆様の案に対する御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定期

令和8年2月中旬頃

2 問い合わせ先

山形県総務部高等教育政策・学事文書課法令係

電話023-630-2055